

# 第5章

## アンチ・ダンピング措置

### 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景-アンチ・ダンピングとは

ダンピングとは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われていることを指す。つまり通常の商取引における単なる廉売はダンピングではない。そしてダンピング販売によって、輸出された国の競合する産業が損害を被っていることが正式な調査により明らかになった場合、その国は損害を被っている自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング (AD) 措置をとることができる。(注1)

具体的には、ダンピング輸入された産品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差 (ダンピング・マージン) を上限とする関税 (AD 税) を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常な価格に戻そうとするのである。

なお価格比較の際、「通常の商取引」での国内の販売が行われていない、あるいは国内の販売量が少ない等により、比較可能な国内販売価格が入手できない場合は、第三国への輸出価格または構成価額を用いる。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。同様に輸出価格に信頼性がない場合も、独立した買い手に最初に販売される価格又は当局が決定する合理的な基礎に基づいて価格を決定することができるとされている。

AD 措置は、本来、最恵国待遇の例外措置であり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置 (第7章参照) の発動のように補償を提供したり相手国の対抗措置を受認することが求められないため、必要な要件を満たしていないのに AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにも拘らずこれを維持するなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピングによる国内産業の損害の除去」という限定的な AD 措置の目的を超えた保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念からウルグアイ・ラウンド交渉においても規律の強化が図られたが、これらの濫用の懸念は引き続き多くの国の関心事となっている。

(注1)

この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害、②国内産業に対する実質的な損害のおそれ、③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す。

#### (2) 法的規律の概要

##### ①国際ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、WTO

協定において、ガット第6条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはウルグアイ・ラウンド交渉の結果、東京ラウンドで合意された「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（旧AD協定）を改正したものである。

当該改正は、国内企業への損害認定、ダンピング・マージンを算定するために必要な価格やコストを調査する手続が、本来極めて技術的かつ複雑であるのに加え、今日の国際取引の実態に照らすと規定内容が十分詳細でなく、AD措置の濫用傾向が強まっていたことに対応するための改正である。ADに関するWTO協定の具体的概要は、以下の通りである。

(a) ガット上の規定

ADについての国際基本ルールとして、ガット第6条にAD税に関して、次のように定められている。

1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能の価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能の最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

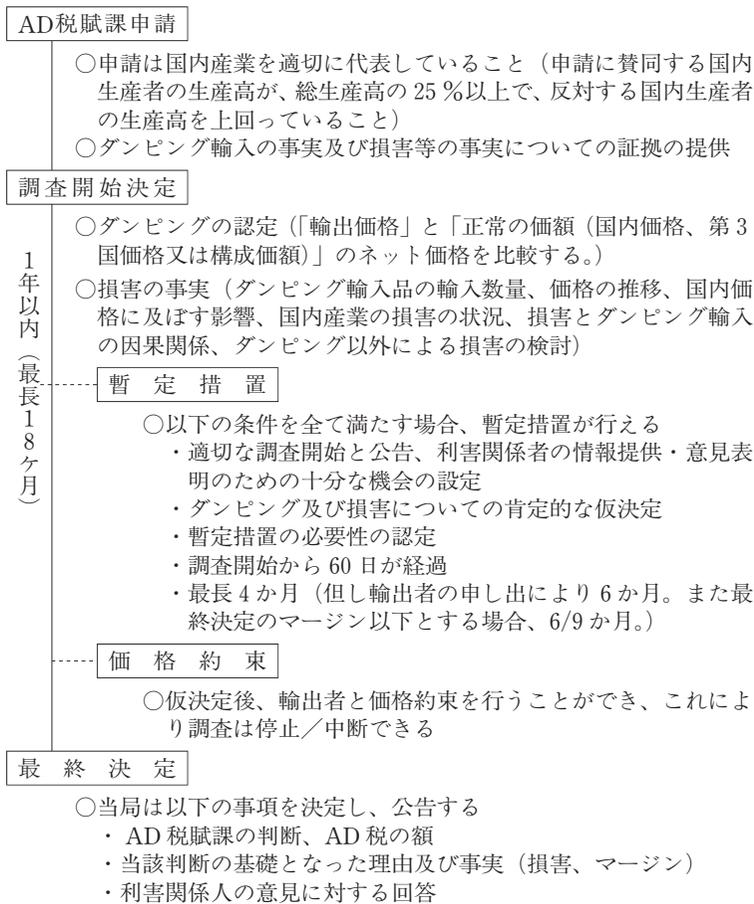
販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 締約国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度をこえない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD協定

ガット6条の実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはケネディ・ラウンド時に制定され、東京ラウンドでの改正、ウルグアイ・ラウンド改正を経て現在に至っている。ウルグアイ・ラウンドでは、東京ラウンド時に合意された旧AD協定で詳細に規定されていなかった国内企業への損害認定の改正、ダンピング・マージンを算定するのに必要な価格やコストを調査する手続き明確化、サンセット条項の新設などがなされた。

現行AD協定はAD措置の申請から発動までを以下のとおり定めている。



## ② WTO/AD 委員会

WTOにおいては、AD措置に関して議論する場として、年2回アンチ・ダンピング委員会（AD委員会）が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

さらに、現在、AD委員会の下に、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回問題非公式会合で、本会合はウルグアイ・ラウンド交渉においても結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題（後述：③参照）について議論を行う場である。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国間の運

用の統一を図るための議論を行う場である。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備され、運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会を始めとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めていく必要がある。

また、ガット第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、我が国としては国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネルを通じて問題を解決していくことが必要であると考えられる。

なお従来から、どのような論点においても純粋にパネルに裁量権を与えるべきとの立場と、WTO体制では紛争解決手続が自動化されるこ

とにより紛争解決案件の多発が予想されるので、パネル審理に一定の基準を設定するべきとの立場があった。これを踏まえ、AD協定ではパネルによる事実認定及び法律解釈に関して一定の基準（スタンダード・オブ・レビュー：SOR）が導入された。

SORが紛争解決手続にいかに関適用されるかについては、パネルの運用に委ねられているが、これまでの運用においては、パネルは、当事国の調査当局の判断に拘らず、比較的広汎に独自の判断を行っているものと評価できる。なお、本件については、マラケシュ閣僚宣言において、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定17.6条における検討の基準は、その一般的な適用が可能かどうかという問題を検討するために、3年後に見直しを行うこととする」（仮訳）とされているが、未だ検討がなされていない。

### ③迂回問題

「迂回（Circumvention）」とは、一般的には、AD課税命令に服すべき者が、その徴税を免れるために、命令が示す課税範囲から「形式的」に外れて、かつ「実質的」には従前に等しい商業活動を維持する場合をさす。しかしながら、GATT/WTO法上の定義は未確定である。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、「迂回」を輸入国迂回、第三国迂回及びカントリーホッピング（注2）といった類型に分類し、その防止措置のあり方を規律することが検討された。しかし、関係国間の対立が解けなかったことから最終的には見送られ、閣僚宣言にて今後速やかに統一的ルールの適用を期待するとして、AD委員会に付託された。本件は長期にわたり交渉を続けたにもかかわらず合意に至らなかったことから、AD委員会においては問題解決のアプローチ方法から議論が開始され、1997年4月に初

めて検討の枠組み（手続及び検討項目）の合意が成立した。検討項目は、「迂回の定義」、「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対処しているか」及び「WTO協定でどこまで対応できるか」の3つとされた。

その後、AD委員会迂回非公式会合（年2回開催）において、最初の検討項目である「迂回の定義」について非公式な協議が始まった（1998年10月～）ものの、何ら結論には至らず、2000年5月からは「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対処しているか」について、また、2001年10月からは「WTO協定でどこまで対応できるか」についても議論が始まった（注3）。並行して、2002年2月より開催されているルール交渉会合においても、米国、EU、エジプトから迂回防止に関する提案が出されている（注4）。

迂回に関しては、それが問題であることは認識されているものの、既に迂回防止規定を導入しており自らの迂回防止規定をAD協定上も正当化したい米・EU等と、迂回防止措置により正当な投資活動まで規制の対象となり、貿易・投資の流れを萎縮又は歪曲するおそれがあるとして当該措置の導入の在り方に慎重な我が国を始めとする多くの加盟国等との意見の相違があり、AD協定における規律の必要性の有無もしくは内容について、現在まで加盟国間で合意に至っていない。

迂回防止規律の策定にあたっては、企業行動がグローバル化している現実と貿易自由化を促進しようとするWTO協定の基本的趣旨を踏まえて議論していくことが重要であると考えられる。そのため、今後は貿易実態等の具体的な事例分析を行い、正当な貿易・投資を阻害しないよう、かつ現行AD協定の規律強化の方向性と平仄を合わせつつ検討していくことが肝要である。一方、運用面では、WTO協定において統

ールールが存在しない状況下においても、既に迂回防止規定を国内法として持つ国が、仮に現行のガット第6条及びAD協定上の義務を逸脱するような迂回防止措置を講じた場合には、WTOの場で厳正に対処していくべきで、引き続き、各国の運用を注視することが必要である。

(注2)

各国が主張している迂回の内容は、おおむね以下のように分類される。

- ・虚偽の関税申告などの不正行為
- ・ダンピング対象産品とわずかに異なる産品に切り替えて輸出する（微小変更産品・後開発産品）
- ・ダンピング対象産品の部品を輸入国へ輸出し、輸入国内で組み立てる（輸入国迂回）
- ・ダンピング対象産品の部品を第三国へ輸出し、第三国内で組み立てた後、輸入国へ輸出する（第三国迂回）
- ・ダンピング対象産品を第三国から輸入国へ輸出する（カントリーホッピング）

(注3) AD委員会迂回非公式会合（最近の動き）

2004年4月に行われた会合では、2003年の会合に引き続き、既に迂回防止規律を適用している米国の実施事例等に関する発言があったが、議論に進展はなかった。また同年10月の会合においては、ニュージーランドより、輸入国迂回的基本的事例（刷毛に対するAD措置後、柄の部分とブラシの部分に分けて輸入された事例）が紹介され、活発な議論が行われた。事例に基づいた議論を行うことにより迂回の問題点や措置の有効性が明らかになるとの声があった一方、迂回に関わる経済活動は複雑であることから、注意深く議論を行う必要があるとの慎重な姿勢をとる国も多くあり、本件を巡る加盟国の意見の相違に変化は見られなかった。

2005年4月会合では、迂回が問題だという点では各国とも認識しているものの、①全て新規調査で対

応可能との考え方、②既存のAD協定上の規定の適用（対象産品の適切な設定等）で対応すべきとの考え方、③迂回防止について何らかの統一的なルールを策定すべきとの考え方の3つがあることが浮き彫りとなった。

迂回非公式会合への加盟国からの提案数は、2001年には15本であったものの、2002年は6本、2003年は3本、2004年には1本と漸減している。2005年には提案が出されなかったため、10月に予定されていた会合は開催されなかった。

(注4) ルール交渉における迂回防止規定の議論（最近の動き）

2005年10月のルール交渉（ドーハ開発アジェンダに基づくラウンド交渉のルール部分）非公式会合では、規律策定を求める米国の提案（2005年2月に続き3度目）が出され、ルール交渉の場で具体的に改正条文の検討を始めるべきとの考えが示された。さらに、2005年12月の香港閣僚宣言では、他の論点と合わせ、迂回についてもADルール交渉において「適切な場合には規律の明確化・改善を検討する」とこととされた。しかしながら、AD委員会迂回非公式会合における議論同様、具体的な規律のあり方に関する各国の意見の隔たりは依然として大きいという状況である。我が国は、前向きに議論していく姿勢であるものの、迂回防止措置の名の下に正当な商業活動が阻害されるおそれがあることについては、引き続き懸念を有している。

### (3) 最近の動向

AD措置の発動は、従来から米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD制度を整備している国は先進国が多いという事情もあった。しかし近年、これらの先進国のみならず、韓国や、中国、ブラジル、南アフリカ、インドなどをはじめとする開発途上国による発動が増加していることが注目される。（図表5-1参

照)。

近年 AD 措置の発動が増加したこれらの国については、AD 調査の手法や方法が AD 協定

に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。また、全体として AD 提訴自体が増加していく傾向にも注意を払う必要がある。

<図表 5-1> WTO 発足以降の主要国の AD 調査開始件数の推移

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
米 国	14	22	15	36	47	47	75	35	37	26
E U	33	25	41	22	65	32	28	20	7	30
カ ナ ダ	11	5	14	8	18	21	25	5	15	11
豪 州	5	17	42	13	24	15	23	16	8	9
アルゼンチン	27	22	14	8	23	45	26	14	1	12
ブ ラ ジ ル	5	18	11	18	16	11	17	8	4	8
韓 国	4	13	15	3	6	2	4	9	18	2
イ ン ド	6	21	13	27	64	41	79	81	46	21
中 国	0	0	3	0	7	6	17	30	22	27
南アフリカ	16	33	23	41	16	21	6	4	8	6
インドネシア	0	11	5	8	8	3	4	4	12	5
メキシコ	4	4	6	12	11	6	5	10	14	6
ペルシー	2	8	2	3	8	1	8	13	4	7
エジプト	0	0	7	14	5	1	7	3	1	0
トルコ	0	0	4	1	8	7	15	18	11	25
ベネズエラ	3	2	6	10	7	1	1	1	0	0
日 本	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
その他	28	28	31	40	35	32	25	41	24	17
合 計	158	229	252	264	368	292	367	312	232	212

(出典) WTO 文書

<図表 5-2> WTO 発足以降の対日 AD 税賦課件数 (1995 年～2005 年 12 月末現在)

米国	EU	カナダ	豪州	韓国	中国	台湾	インド
27	3	1	2	8	13	1	10
タイ	インドネシア	マレーシア	メキシコ	ブラジル	ベネズエラ	アルゼンチン	エジプト
2	0	1	1	1	3	2	1

(注) 価格約束を含む

#### (4) 経済的視点及び意義

AD 措置はガット、WTO 上の特別の措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでの幾度のラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本などの主要国における鉱工業品に対する平均関税率は 5% 未満まで低下してきたことへの反動の一つとして、米国、EU 等で AD 措置が多発され、これら

の平均 AD 税率は 30% 台～40% 台にもなっている。(AD 税率はケースや対象企業によっても異なる。)このため、一度 AD 措置が発動されると、対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり(貿易冷却効果)、被提訴者及び関連産業へ甚大な影響を与えることとなる。

##### ① 調査の開始による影響

AD 措置はその調査開始のみで、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD 調査により、

将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出先企業等の輸入意欲を阻害することとなるのである。

また、いったん AD 調査が開始されると、被提訴者は短期間に当局が要求する質問状に回答しなければならず、多大な労力と時間、そして多額の費用、特に弁護士費用（数千万円～億円単位）が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このように AD 調査は措置のいかににかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。これらを考慮すると、調査の開始に当たっては、十分に証拠を検討した上で、慎重に調査の開始を決定する必要がある。

さらに、当局の調査に対する回答の負担が大ききことから、部分的に、場合によっては全体的に回答を放棄するケースがしばしばみられる。こうした場合、ファクツ・アベイラブル(ベスト・インフォメーション・アベイラブル(BIA)と呼ばれる場合もある)が適用されることになる。

このファクツ・アベイラブルとは、被提訴企業が回答を提出しない、または検証で立証ができない場合に、調査当局が収集した資料のみで計算を行うことをいう。ファクツ・アベイラブル自体は AD 協定にも明記されており（AD 協定 6.8 条）、被提訴企業が、回答が十分可能であったにもかかわらず、自らの判断で回答しなかった場合は当然適用すべきものである。しかしながら、前述のように、あまりにも不必要に微にいり細にわたる回答を求められ、過大な負担のため、回答を放棄せざるを得ない状況に追い込まれるというのは問題である。厳正な調査を行うために詳細なデータを収集しようとするあまり、逆にファクツ・アベイラブルを適用せざるを得ない状況となるというのは本末転倒であり、また AD 協定 6.13 条にいうところの「情報

を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、実行可能な援助を行う」ことに反することとなる。

## ②技術革新への影響（AD 課税対象製品の不当な拡大）

AD 税は、AD 調査によってダンピングと認定された製品についてのみ課税されるものである。しかし、対象製品の範囲の定め方によっては、本来異なる製品に対してダンピング及びそれによる損害の事実を調査することなく AD 税を課すことになりかねない。特に、非常に曖昧な表現によって AD 調査対象製品が定義される場合については、将来開発されるであろう、また開発される可能性のある製品等についても十分考慮の上、「現在」損害を被っている（と提訴者が主張している）製品以上に定義が拡大される余地を残さないよう注意する必要がある（いわゆる同種の製品への不当な課税拡大の防止）。

事実、当初調査時に存在しなかった次世代商品に対しても拡大適用がなされている事例がある。このように製品の性格が大きく異なる場合には、用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて検討すべきであり、新たな調査なしに既存の AD 課税を拡大適用することには明らかに問題がある。この点については、今後各国の適正な運用が強く期待される。

対象製品の範囲が同種の製品ということで不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えられ考えられる。このことは特にエレクトロニクスに代表されるハイテク分野に当てはまる。この問題は、迂回防止措置における後開発製品の扱いに密接に関わるが、急速に進みつつある

技術革新を阻害することがないよう、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

### ③生産活動のグローバル化への影響

近年、経済のグローバル化に伴い、輸出先やコストの安い発展途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで輸出によって供給されていた産品にAD税が賦課されていた場合には、当該生産移転がAD課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲するおそれも大きい。

### ④まとめ

上述のように、AD措置の濫用は、数量面に悪影響を及ぼすのみならず、企業活動のあらゆる面にマイナスの影響を与える危険性の強いものである。また、濫用であっても、表面上はWTO協定上認められた措置として発動されるため、国内の保護的圧力は高く、輸入国としても発動に対する抵抗が弱くなりがちである。しかしながら、恣意的なAD措置の発動により最も大きな損害を被るのは、しばしば輸入国のユーザー産業及び消費者であることにも留意しなければならない。

## (5) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国におけるAD協定に対応する法規としては、関税定率法第8条、不当廉売関税に関する政令、相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの3つがある。ダンピング輸出によって損害が生じている旨の提訴が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。

我が国においては、1991年に至るまでに3件

のAD提訴が国内産業から行われたが、いずれも調査開始に至る前に提訴が取り下げられた。しかしながら、1991年10月に行われた中国、南アフリカ及びノルウェーの3か国からのフェロシリコマンガンの輸入に対するAD提訴については、十分な証拠があると認められ、同年11月に我が国初の正式調査が開始された。このうち中国の輸出者については、ダンピングの事実及びそれによる損害の事実及びその因果関係が認められ、1993年1月、AD税が賦課された(中国輸出者のうち2社については政府と「価格約束」を締結したことから、いずれもAD税を課さないことが決定された)。なお、当該措置は、1998年1月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

また、1993年12月には、パキスタンからの綿糸の輸入についてAD提訴が行われ、1994年2月に調査が開始された。1年半の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、1995年8月、AD税の賦課が開始され、当該措置は、2000年7月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

2001年2月には、韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の一部についてAD提訴が行われ、同年4月に調査が開始され、1年3か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、2002年7月26日よりAD税が賦課されることとなった(当該措置は、2007年6月30日までの5年間)。(図表5-3参照)。

〈図表 5-3〉 韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の AD 税賦課について

〈経緯〉	
2001年2月28日	AD税の賦課申請受理（申請者は本邦生産者5社）
4月23日	政府調査を開始
2002年7月19日	調査終了
7月26日	AD税の賦課開始（2007年6月30日までの5年間）
〈AD税率〉	
（韓国）	
4社	：課税せず
1社	：6.0%
その他	：13.5%
（台湾）	
全社	：10.3%

#### (6) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、アンチ・ダンピングに関して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争は、我が国が要請した5件を含め全体で63件になる。この内、2005年末までに30件についてパネルが設置され、そのなかでパネル報告書が採択された案件は11件である。また、パネル報告書を不服として上級委員会に上訴した案件は15件で、全ての案件について上級委員会報告書が採択されている。（図表5-4参照）

&lt;図表5-4&gt; WTO 発足以降のAD 措置に関する紛争案件 (2005年12月末現在)

DS 番号	協議要請日	申立国	被申立国	対象品目	現 状
23	1995.12.05	メキシコ	ベネズエラ	油井管	終了 (AD 調査 終了)
49	1996.07.01	メキシコ	米国	トマト	終了 (協議)
60	1996.10.17	メキシコ	グアテマラ	セメント	終了 (上級委)
63	1996.11.28	EU	米国	旧東ドイツ産固形尿素	協議
89	1997.07.10	韓国	米国	カラーテレビ	終了 (撤回)
99	1997.08.14	韓国	米国	半導体 (DRAM)	終了 (パネル)
101	1997.09.04	米国	メキシコ	高果糖コーンシロップ	終了 (協議)
119	1998.02.20	スイス	豪州	コート紙	終了 (合意)
122	1998.04.06	ポーランド	タイ	H 型鋼	終了 (上級委)
132	1998.05.08	米国	メキシコ	高果糖コーンシロップ	終了 (パネル)
136	1998.06.04	EU	米国	1916 年 AD 法	終了 (上級委)
140	1998.08.03	インド	EU	無漂白綿布	協議
141	1998.08.03	インド	EU	ベッド・リネン	終了 (上級委)
156	1999.01.05	メキシコ	グアテマラ	セメント	終了 (パネル)
157	1999.01.14	EU	アルゼンチン	イタリア製ドリル歯	協議
162	1999.02.01	日本	米国	1916 年 AD 法	終了 (上級委)
168	1999.04.01	インド	南アフリカ	薬品	協議
179	1999.07.30	韓国	米国	ステンレス鋼板	終了 (パネル)
182	1999.10.05	メキシコ	エクアドル	セメント	協議
184	1999.11.18	日本	米国	熱延鋼板	終了 (上級委)
185	1999.11.18	コスタリカ	トリニダード・トバゴ	パスタ	協議
187	2000.01.17	コスタリカ	トリニダード・トバゴ	マカロニ&スパゲッティ	協議
189	2000.01.26	EU	アルゼンチン	イタリア製セラミック	終了 (パネル)
191	2000.03.15	メキシコ	エクアドル	セメント	協議
203	2000.07.10	米国	メキシコ	豚	協議
206	2000.10.04	インド	米国	鉄鋼厚板	終了 (パネル)
208	2000.10.09	ブラジル	トルコ	鉄管継手	協議
211	2000.11.06	トルコ	エジプト	鉄筋用棒鋼	終了 (パネル)
215	2000.12.15	韓国	フィリピン	ポリプロピレン樹脂	協議
216	2000.12.20	ブラジル	メキシコ	電気変圧器	協議
217	2000.12.21	日本他 8 ヶ国	米国	バード修正条項	終了 (上級委)
219	2000.12.21	ブラジル	EU	可鍛鉄管継手	終了 (上級委)
221	2001.01.17	カナダ	米国	米国ウルグアイ・ラウンド実施法第 129 条(C)(1)	終了 (パネル)
225	2001.02.05	EU	米国	シームレスパイプ	終了 (撤回)
229	2001.04.09	インド	ブラジル	籐製鞆	協議
234	2001.05.21	カナダ・メキシコ	米国	バード修正条項	終了 (上級委)
239	2001.09.18	ブラジル	米国	シリコンメタル	協議

DS 番号	協議要請日	申立国	被申立国	対象品目	現 状
241	2001.11.07	ブラジル	アルゼンチン	家禽	終了（パネル）
244	2002.01.30	日本	米国	表面処理鋼板サンセット・レビュー	終了（上級委）
247	2002.03.06	カナダ	米国	ソフトウッドランバー	終了（上級委）
262	2002.07.25	EU	米国	鉄鋼鋼板	協議
264	2002.09.13	カナダ	米国	ソフトウッドランバー	終了（上級委）
268	2002.10.07	アルゼンチン	米国	油井管	終了（上級委）
272	2002.10.21	アルゼンチン	ペルー	植物油	協議
277	2002.12.20	カナダ	米国	フトウッドランバー (ITC 調査)	終了（パネル）
281	2003.01.31	メキシコ	米国	セメント	終了（合意）
282	2003.02.18	メキシコ	米国	油井管	終了（上級委）
288	2003.04.09	トルコ	南ア	毛布	協議
294	2003.06.12	EU	米国	ダンピング・マージン計 算方法（ゼロイング）	パネル
295	2003.06.16	米国	メキシコ	牛肉と米	終了（上級委）
304	2003.12.08	EU	インド	AD 措置	協議
306	2004.01.28	バングラデシュ	インド	電池	協議
310	2004.04.08	カナダ	米国	小麦	協議
312	2004.06.04	インドネシア	韓国	紙	終了（パネル）
313	2004.07.05	インド	EU	鉄鋼製品	終了（合意）
318	2004.10.28	台湾	インド	アクリル繊維等	協議
319	2004.11.05	EU	米国	1930 年関税法	協議
322	2004.11.24	日本	米国	ゼロイング及びサンセッ ト・レビュー	パネル
324	2004.12.09	タイ	米国	エビ	協議
325	2005.01.05	メキシコ	米国	鉄鋼	協議
327	2005.02.21	パキスタン	エジプト	マッチ	パネル
331	2005.06.17	メキシコ	グアテマラ	鋼管	協議
335	2005.11.17	エクアドル	米国	エビ	協議

コラム：米国 1916 年アンチ・ダンピング法と我が国損害回復法について

1. 米国 1916 年アンチ・ダンピング法

①米国 1916 年アンチ・ダンピング法の概要

1916 年歳入法第 72 条には、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して罰金や懲役を科し、更にダンピングの被害者に被害額の 3 倍の損害賠償を認める旨規定している。(同規定は通称「1916 年 AD 法」と呼ばれている。)

② 1916 年 AD 法の WTO 協定違反

1999 年、我が国及び EU は、本法が、ダンピングに対する救済措置がガットで認められた AD 税ではなく、刑事罰や罰金刑である点、調査開始に際して AD 協定に整合的な手続を行っていない点等が WTO 協定違反として、WTO 紛争解決手続に基づき、それぞれ米国を提訴。2000 年 3 月、それぞれのパネル報告書が加盟国に配布された。

両パネル報告書とも、日本・EU の主張をほぼ全面的に認め、米国に対し 1916 年 AD 法を WTO 協定と整合させるよう勧告するとともに、その方策の一つとして同法の廃止を提案した。

米国は、パネル報告書の内容を不服として、2000 年 5 月に日本・EU それぞれのケースについて上級委員会に上訴したが、上級委員会は両ケースにつき、パネル報告書の認定を支持。本件パネル及び上級委員会の各報告書は、2000 年 9 月の WTO 紛争解決機関 (Dispute Settlement Body : DSB) で採択され、1916 年法の WTO 協定違反が確定した。

WTO・パネル、上級委が本件を WTO 協定違反と判断した論点は、以下のとおり。

・同法は、ダンピングに対する貿易救済措置は、国内販売価格と輸出価格の差に相当するダンピング防止税のみである旨規定したガット 6.1 条及

び 6.2 条に違反。

・同法は、AD 調査を要求する場合には国内産業の 25 % 以上の支持が必要である旨規定した AD 協定 1 条、4.1 条、5.1 条、5.2 条、5.4 条に違反。

・同法は、ダンピング防止措置はガットの規定による場合を除きとることができない旨規定した AD 協定 18.1 条に違反。

・同法は、加盟国の法令等を WTO 協定に適合させる義務を規定した AD 協定 18.4 条及び WTO 設立協定 16.4 条に違反。

③米国の履行期限徒過と我が国企業に対する 1916 年 AD 法訴訟

パネル・上級委員会による勧告にもかかわらず、米国は同法の改廃等の是正措置を何ら講じないまま 2001 年 12 月末の履行期限を徒過したため、2002 年 1 月、日本および EU は、対抗措置 (日本の対抗措置は、「1916 年 AD 法に“similar”な措置」を米国からの輸入に対してのみ適用するというもの) の承認をそれぞれ紛争解決機関に申請した。

また、EU は、2003 年 12 月には、1916 年 AD 法に基づく訴訟で損害を受けた EU 企業の損害回復を可能とするともに、域内における同法に基づく米国裁判所の判決の承認・執行を否定する欧州理事会規則 (No.2238/2003) を制定した。

一方、我が国との関連では、2000 年 3 月に我が国からの新聞輪転機の輸入に対して提起された同法に基づく損害賠償訴訟について、2004 年 5 月、米国アイオワ州連邦地裁裁判所において、我が国企業に約 40 億円相当の損害賠償を命じる判決が出された。当該企業は連邦控訴裁判所に控訴中であるが、我が国企業が損害賠償義務により、最終的に損害を被る可能性も否定できなかったことから、我が国においても、EU と同様に、1916 年 AD

法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法案（「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法」）を2004年秋の臨時国会に提出。同法案は成立後、同年12月8日に施行された。

他方、米国議会下院においては2004年10月に、これまでの1916年AD法の廃止法案とは別に、「関税関連一括法案」中に1916年AD法の廃止条項（但し遡及効はない）を追加する法案が提出、可決され、翌11月には上院でも可決された後、同年12月3日の大統領署名により、1916年AD法は廃止された。

## 2. 米国1916年AD法に関する損害回復法について

### ①立法の必要性

前記のとおり、(i)1916年AD法のWTO協定違反が確定したにもかかわらず、米国が履行期限までに同法の改廃等の措置を行わなかったこと、(ii)その間、同法に基づき我が国の企業に損害賠償を命じるという判決が、第一審段階とはいえ実際に出るに至ったこと、(iii)EUは既に1916年AD法に関する欧州理事会規則を制定しており、当該措置を講じていない我が国企業が米国法人等による請求の標的となる蓋然性は相対的に高くなっている等の事情から、我が国においてもEUで制定された理事会規則と同様の立法を施す必要性が生じていた。そのため、2004年に立法されたものが、「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法」である。

### ②法律の概要

本法は、以下の2点を主な内容としている。

#### (i) 損害回復請求権の設定

本法は、1916年AD法に基づく訴訟の判決によって損害を被った本邦法人等が、同法に基づく訴訟を提起した米国法人等に対し、その損害の回復を請求することができるものと定めた。この請求権は3年間の消滅時効の適用を受ける。また、この請求権に基づく訴えについては、裁判管轄の定めがある。

#### (ii) 1916年AD法に基づく判決の承認・執行の否定

さらに本法は、1916年AD法に基づく外国裁判所の確定判決はその効力を有しないと定め、同法に基づく判決の承認・執行を否定する規定を設けた。

### ③同法の適用可能性

本法は、2004年11月30日、第161回臨時国会で成立し、同年12月8日に公布され、即日施行された。これと前後して1916年AD法廃止の機運が米国でも高まり、同年11月19日、同法の廃止条項を含む法律が成立した。しかし、同廃止条項には、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力は及ばないとの経過規定が設けられており、現時点で米国裁判所に1916年法訴訟が係属している我が国の企業にとっては廃止の効力は及ばないことから、こうした係属中の案件は、依然として損害回復法に基づく救済の対象となっている。そのため、我が国は、本訴訟の行方を注視しており、今後も引き続き、米国政府と連絡を密に対応していく必要がある。